

企業の資金調達の円滑化に関する協議会・平成17年度の成果

項 目	成 果
資本市場・ 企業金融関連	<p>証券保管振替機構が定める「一般債の発行に係る業務処理要領(案)」について、発行時の機動性を高めるべく、発行条件の決定から払込日までのさらなる期間短縮化を要望した。</p> <p>これに対し、同機構は発行条件の決定から払込日までのさらなる期間短縮化には賛同するものの、振替制度下で新規記録を行う新たな事務処理に確実に対応するため、関係者における事務の標準的な日数を定めており、制度開始後さらに業務習熟の状況等をみながら、同要領の記載についての見直しを行っていくとの回答を得た。</p> <p style="text-align: right;">< 詳細：資料7 > (要望書提出：平成17年7月)</p> <p>証券保管振替機構が定める「短期社債振替制度に係る手数料改定」に関して、電子コマースペーパー（CP）新規記録手数料のキャップ額の大幅引上げに対する当協議会としての（反対）意見を表明するとともに、我が国唯一の振替機関である同社の手数料水準の決定プロセスに対する透明性確保と市場関係者の関与を求めた。</p> <p>これに対し、同機構よりは、短期社債振替制度における収支改善の必要性、制度開始時に設定した新規記録手数料のキャップ額の設定の経緯やキャップ制の適正化を含む手数料体制の見直しの考え方等について、当協議会に対して詳細な説明を含む回答が寄せられた。結果として、同機構取締役会で手数料引上げが決定された。</p> <p style="text-align: right;">< 詳細：資料9 > (要望書提出：平成17年11月)</p>

資本市場・
企業金融関連

2006年1月開始の「一般債振替制度」に関して、従来の制度下での現物債に係る事務作業への対価と解される元利金支払手数料の存続を求め一部考え方に対し、当協議会では、金融機関や証券保管振替機構からのヒアリング、地公体・財投機関を含む発行者間の情報交換や口座管理機関との意見交換などを参考に、法的かつ制度実務的な観点から論点を積み上げ、ペーパーレスの振替を前提として、口座管理機関が社債の現物を扱う手間とリスクのなくなった制度の変更点等を考慮し、新制度を前提とした「元利金支払に伴う手数料」の考え方について、論点整理を示し、当協議会のHPに公表した。

当協議会は「元利金支払に伴う手数料」に係る役務の定義やその対価の負担割合等について関係者間の建設的な議論を常にリードし、結果として、関係者の立場の違いから必ずしも完全な意見の収斂には至っていないものの、当協議会が公表した論点整理は、多くの発行体および市場関係者の賛同を得るとともに、各発行体の努力により、元利金支払手数料については、新制度を前提としてさまざまな価格設定が試行され、結果として、新制度下での公募地方債や事業債・電力債における役務内容についての認識の徹底とそれに伴う手数料率低下が実現された。

< 詳細：資料 10 >
(公表：平成 16 年 12 月)

法務省民事局に 2003 年 12 月に提出した「会社法制の現代化に関する要項試案」に関するコメントのうち、社債の発行事項の決定に関して、いわゆる「プログラム発行」を可能とするか、もしくはそのような発行方法が解釈上可能であることを示すことを、意見として提出した。

2005 年 5 月に施行された会社法及び会社法施行規則に規定されている、取締役会が決定すべき社債の募集事項のうち、当協議会からのコメントや法務省立法関係者への市場実務の視点からの補足説明により、プログラムアマウント形式による発行が「募集社債の総額の上限」に含まれることが正式に確認された。これにより、コマーシャルペーパー（CP）プログラムのみならず、ユーロ市場型の本格的メディアムタームノート（MTN）プログラムの国内発行の実現に向け大きく前進するものとなった。

< 詳細：資料 11・15 >
(意見提出：平成 15 年 12 月)

資本市場・
企業金融関連

証券保管振替機構が定める「一般債の元利金支払に係る業務処理要領」において、一般債振替制度の枠内にある「元利金支払に伴う手数料」との意義付け、および発行者による元利金支払の債務履行の義務の範囲を明記したベースでの同処理要領の一部改正を要望、併せて中長期的な課題として、同機構が資金決済に関与することの検討を促した。

これに対し、同機構により、3月3日に発行体・口座管理機関との意見交換会を開催、関係者の意見を踏まえ、3月17日付けにて同処理要領の一部改正が行われた。これにより、一般債振替制度下の元利金支払に関して、発行者及び発行者の代理人たる支払代理人と投資家及び投資家の代理人たる口座管理機関との間のリスク移転のポイントが明確となり、振替債市場における決済に係る不確実性が払拭されることで、振替債の円滑な起債を後押しするものとなった。

< 詳細：資料 13 >

(提案書提出：平成 18 年 2 月)

(証券保管振替機構発表：平成 18 年 3 月)

格付投資情報センター (R&I) 主催、当協議会の協力による「電子 CP セミナー」を平成 17 年 12 月に東京で、平成 18 年 2 月に大阪でそれぞれ開催し、事業会社の財務関係者を中心に延べ 220 名以上の参加をいただいた。

セミナーでは、日本資本市場協議会犬飼事務局長より「電子 CP の活用と導入のメリット」と題した講演の他、電子 CP 市場の携わるそれぞれの立場を代表して、ディーラー (三菱東京 UFJ 銀行)、振替機関 (証券保管振替機構)、格付機関 (R&I) から講演をいただき、今後コマーシャルペーパーの導入・活用を検討されている事業会社に対し、その制度の仕組みや導入のメリット、マーケット動向につき幅広く認識してもらう好機となった。また、当協議会としてもコマーシャルペーパー市場の厚みを増やすための取組みとしては意義深いものであった。

< 詳細：参考 1 >

(東京セミナー開催：平成 17 年 12 月)

(大阪セミナー開催：平成 18 年 2 月)

資本市場・
企業金融関連

総合研究開発機構（NIRA）主催の包括研究会（座長：神田秀樹東京大学法学部教授）に、当協議会は協同参画し、「東アジア地域の金融資本市場の一体性確立に向けての戦略ビジョン」の提言を行うことを目的に、「域内市場の原則・ルールのあり方に関する研究会」・「域内統合市場インフラに関する研究会」・「わが国企業財務管理（特にグローバルキャッシュマネジメント）の高度化」をテーマとする研究提言に向けた、各種フォーラムの実施及び研究活動に尽力した。

研究提言「アジア共同国際債（アジアボンド）市場の創設提言 アジアボンド発行市場へのロードマップ」が平成 18 年 5 月 15 日に発表され、アジア共同国際債市場のグランドデザイン作りに向けた、クロスボーダーの証券決済インフラや発行（起債）市場にかかるルール・市場慣行の形成等について、その議論を更にオープンな形で推進する主体として、日本・韓国をはじめとするアジアの民間市場実務家で構成するアジア資本市場協議会（CMAA, Capital Markets Association for Asia）の設立等が提言された。これは、当協議会の予てよりの要望に沿うものである。

< 詳細：資料 14 >
(提言書公表：平成 18 年 5 月)

会社法施行規則 99 条第 3 項「募集社債の利率の上限」並びに第 4 項「募集社債の払込金額の総額の最低の金額」に関する決議内容の事例等、新会社法の下でのコマーシャルペーパー（CP）プログラムの取締役会決議について、実務的な論点整理を示し、専門誌への寄稿（3 月）と協議会 HP への掲載（6 月）を行った。

コマーシャルペーパー（CP）プログラムの発行決議の実務取り扱いに関して、平成 18 年 5 月の新会社法施行に伴い、発行体から、その実務手順に関して、多くの問い合わせが寄せられていたが、そのニーズや疑問点に答えることができた。

< 詳細：資料 15 >
(公表：平成 18 年 6 月)

<p>税制改正関連</p>	<p><u>1. 証券関連税制</u> 非居住者又は外国法人に支払われる民間国外債の利子等に 係る非課税措置の延長等 < 詳細：資料 8 ></p> <p><u>2. 企業経営効率化関連税制</u> 連結納税制度の改善（子会社の連結前繰越欠損金の持込制 限、制度参加時の一部資産時価評価による納税申告、連結法 人間の寄付金の損金不参入） < 詳細：資料 8 ></p> <p>研究開発促進税制及び I T 投資促進税制の延長、恒久化 < 詳細：資料 8 ></p> <p>役員報酬の取扱いの見直し（役員賞与（業績連動型報酬）の 損金不参入） < 詳細：資料 8 ></p> <p>ストックオプションの優遇税制対象への執行役の追加 < 詳細：資料 8 ></p> <p style="text-align: right;">（要望提出：平成 17 年 9 月） （税制改正大綱発表：平成 17 年 12 月）</p>
---------------	---